

建設工事請負契約書付記

第1 下請発注について

受注者は、工事の施工に当たり、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岩手県何に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

第2 建設資材発注について

受注者は、工事の施工に当たり、建設資材に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は岩手県内に主たる営業所（会社の場合は、会社法（平成17年法律第86号）第7編第4章第2節の規定により投棄した本店をいう。）を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する建設資材は岩手県産（岩手県内で生産、加工又は製造された建設資材をいう。）とするよう努めなければならない。